

東日本大震災復興支援みんなで応援しよう!

第22回 所沢シティマラソン大会

全国各地から参加する大勢のランナーが市内を走り抜けます。沿道からの温かいご声援をお願いします。

また、当日はマラソンコースとその周辺道路の交通規制を行います。ご不便をおかけしますがご理解とご協力をお願いします。

○マラソン大会参加の申し込みは終了しています。

問 所沢シティマラソン大会実行委員会事務局 (スポーツ振興課内)

☎ 2998-9248 ㊟ 2998-9167

○大会当日の問い合わせは、☎ 2939-1254 へお願いします。



TOKOROZAWA



▲撮影：市民カメラマン・中村 仁

2011 12月4日(日) スタート時間 (雨天決行)
 ▶ハーフ 午前8時45分 ▶5キロ 午前9時5分
 ▶3キロ 午前11時20分 ▶2キロ (オープン、ファミリー) 午前11時50分

交通規制 とマラソンコース

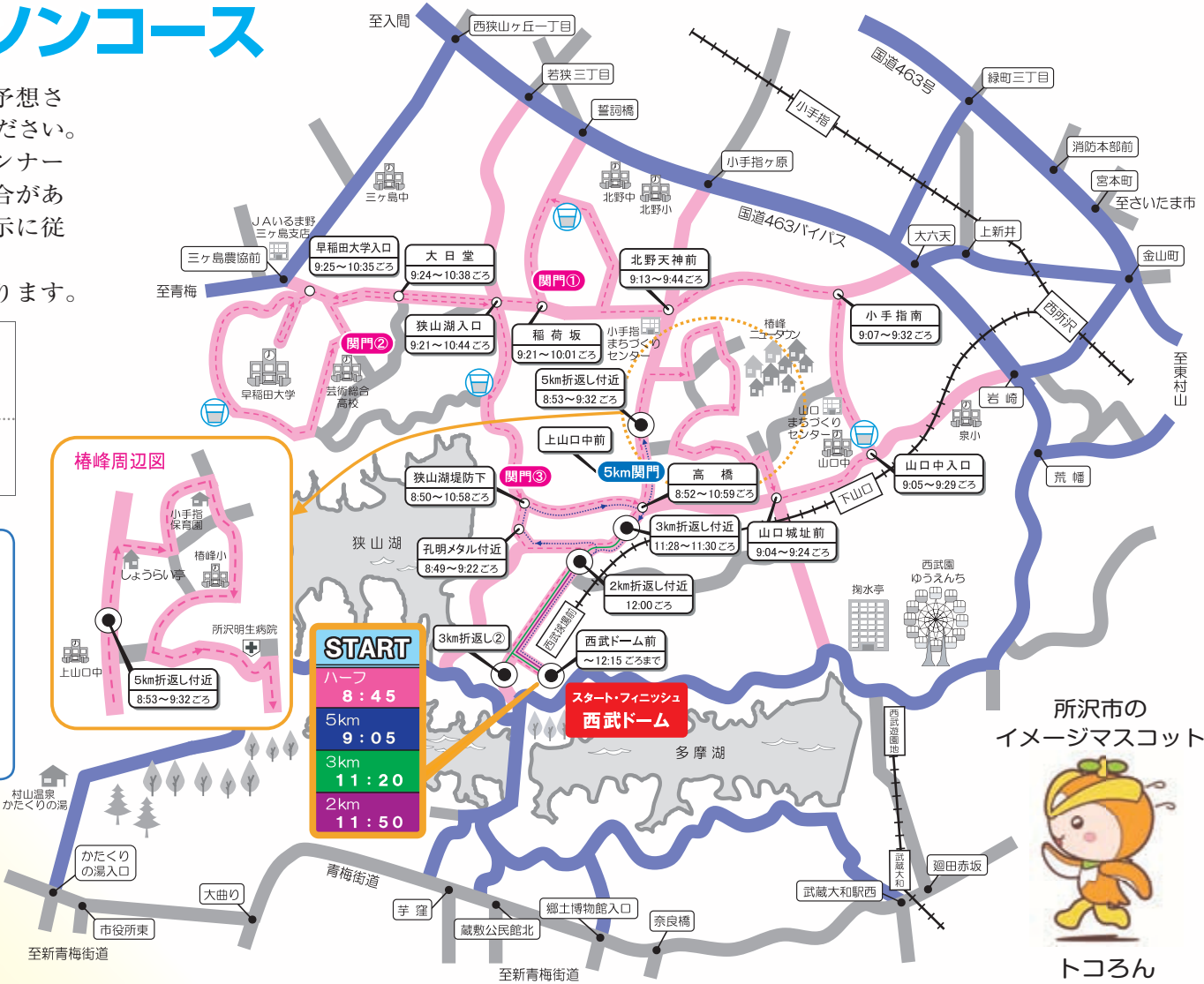
- ◆競技時間中、コース周辺は混雑が予想されます。車両の乗り入れはご遠慮ください。
- ◆車両通行禁止時間内でも最後のランナーが通過しだい、規制を解除する場合があります。警察官または、係員の指示に従ってください。
- ◆定期路線バスが遅延することがあります。

車両通行禁止
(午前8時20分から午後0時30分)

うかい路 迂回路

凡例

- ハーフ (赤い破線)
- 5km (青い点線)
- 3km (緑色の実線)
- 2km (紫の実線)
- 給水所 (水筒のアイコン)
- 交差点等名称 (白丸)
- ランナー通過予定時刻 (色付きの線)
- 折り返し地点 (黒丸)



- ◆住宅建て替え中に1月1日を迎える土地の所有者の方へ
平成24年1月1日(賦課期日)において住宅を建て替え中(未完成)の土地で、次の①~⑥の要件をすべて満たす土地については、住宅用地としての軽減措置を継続します。該当する方は申告してください。
- ①平成23年1月1日に住宅があったこと(住宅用地であったこと)
- ②平成24年1月1日に住宅の建て替え工事に着手していること
- ③平成24年12月31日までに住宅が完成すること
- ④原則として、建て替えの前後で敷地が同じであること
- ⑤原則として、平成23年1月1日と24年1月1日の土地所有者が同じであること(共有も可)
- ⑥原則として、平成23年1月1日と24年1月1日の住宅所有者が同じであること(共有も可)

平成24年度 固定資産税・都市計画税の課税に関するお知らせ

◆**住宅用地に係る軽減措置**
小規模住宅用地の課税標準額については、固定資産税は評価額の1/3、都市計画税は1/6、都市計画税は1/3を上限とします。

◆**住宅用地に課税の対象となる**
小規模住宅用地とは、住宅用地のうち200㎡までの部分をいい、そのほかの住宅用地の課税標準額については、固定資産税は評価額の1/3、都市計画税は2/3を上限とします。

◆**固定資産の調査にご協力を**
土地調査 土地の分筆、合筆等に伴い利用状況が変更された土地等について、固定資産税・都市計画税の評価額算定のために行う調査

◆**家屋調査** 平成23年中に新築・増築された家屋について、固定資産税・都市計画税の評価額算定のために行う調査

◆**調査には「固定資産評価補助員証」を携行了した市職員が伺います。**

◆**平成24年度償却資産(事業用資産)の申告**
固定資産税は、土地や家屋のほかに償却資産も課税の対象となります。

市内で事業をされている方は、平成24年1月1日現在所有している償却資産についての申告書を作成のうえ、提出してください(郵送可)。

12月20日(火)までに申告書等が届かない場合はご連絡ください。

また、法定申告期限は平成24年1月31日(火)となっていますが、事務処理の都合上、24年1月18日(水)までの申告にご協力ください。

申告先・問 359-8501 市役所2階 資産課 ☎ 2998-9409

